

16. 不良債権のオフバランス化の実績 【三井住友銀行単体】

(金額単位 億円)

【上期実績】

	18年3月末	18年度			18年9月末
		上期増減	新規発生額	オフバランス化額	
破産更生等債権	1,645	△ 285	272	△ 557	1,360
危険債権	4,734	△ 483	967	△ 1,450	4,251
合計	6,379	△ 768	(注1) 1,239	△ 2,007	5,611
うちオフバランス化につながる措置額(注2)	1,129				970

要因別内訳 (注3)	清算型処理	△ 532
	再建型処理	△ 201
	再建型処理に伴う業況改善	△ 122
	債権流動化	△ 605
	直接償却	646
	その他	△ 1,193
	うち回収・返済等	△ 936
	うち業況改善	△ 257
合計	△ 2,007	

【下期実績】

	18年9月末	18年度			19年3月末
		下期増減	新規発生額	オフバランス化額	
破産更生等債権	1,360	△ 271	296	△ 567	1,089
危険債権	4,251	△ 1,250	2,041	△ 3,291	3,001
合計	5,611	△ 1,521	2,337	(注1) △ 3,858	4,090
うちオフバランス化につながる措置額(注2)	970				809

要因別内訳 (注3)	清算型処理	△ 38
	再建型処理	△ 456
	再建型処理に伴う業況改善	—
	債権流動化	△ 2,797
	直接償却	1,431
	その他	△ 1,998
	うち回収・返済等	△ 1,680
	うち業況改善	△ 318
合計	△ 3,858	

(注1) 上期に新規発生した先で下期にオフバランス化した額は、それぞれに計上されており、その金額は788億円。

(注2) オフバランス化につながる措置とは、法的整理、法的整理に準ずる措置、グッドカンパニー・バッドカンパニーへの会社分割、個人・中小企業向け小口債権の部分直接償却、企業の再生等を信託の目的とし信託終了までにオフバランス化が図られるRCCへの信託を指す。

(注3) 1. 「清算型処理」とは、清算型倒産手続(破産、特別清算)による債権切捨て・債権償却をいう。

2. 「再建型処理」とは、再建型倒産手続(会社更生、民事再生、和議、会社整理)による債権切捨て、特定調停等民事調停による債権放棄及び私的整理による債権放棄をいう。